

## 被告準備書面(2)(要約)

平成18年5月31日

(原告ら準備書面(2)について)

- 1 西川直子、菅野賢治の地位、立場、発言などはみとめるが、2 主張の評価は争い、その余の原告らの地位・立場は知らない。

(原告らの準備書面(3)について)

事実経過は概ね認めるが、評価は争う。

(原告ら準備書面(4)について)

第1 追加された請求の趣旨に対する答弁。

請求棄却及び訴訟費用は両原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 従前の主張に対してすでに答弁書、被告準備書面(1)で述べたとおりである。

2 追加された請求の原因に対して

- (1) 被告の発言内容は認める。ちなみに、平成15年度、新2年生の仏文学専攻選択者はゼロである(表添付)。
- (2) その他の本件発言(1)～(4)は首都大学東京の設立および構成に関わるもので、公共の利害に関する事についての批判・論評であり、人身攻撃ではない。